

オーストラリアの2024/25年度連邦予算案 (税制部分)および直近の税務動向



KPMG税理士法人
パートナー 吉岡 伸朗

I. 連邦予算案の解説

オーストラリア連邦政府は、2024年5月14日に、アンソニー・アルバニー労働党政権による連邦政府予算案（2024/25年度）を発表した。今回の連邦予算案は、オーストラリア国内産業をより重視し国外のサプライチェーンにより頼らない経済への移行を目指す、アルバニー政権の哲学に沿った様々な政策が含まれる。多国籍企業への税務インテグリティに継続的に焦点が当てられており、従前発表された措置の拡大、延期が行われた。また、優先産業（重要鉱物及びグリーン水素）への税務インセンティブが提案され、対象は限定的ではあるものの、エネルギー転換分野への大きなサポートとなることが期待される。

本稿では、2024/25年度連邦予算案に関する税務論点のうち主たる内容およびその法制化の状況について概説する。

1. CGTの拡大

連邦政府は非居住者向けのキャピタルゲイン税制（CGT）に関し、2025年7月1日以降に発生する事象について以下の変更を発表した。

- 非居住者による資産処分のうち、CGT課税対象となる資産の定義の明確化と範囲の拡大
- 株式等を売却する際の主要資産テスト（その企業の資産の市場価値の半分超が課税オーストラリア不動産であるかの確

認テスト）の判定対象期間を従来の一時点から365日へ変更

- 20百万豪ドル超の株式等の投資売却に際し、取引実行前にATOへの通知が必要
売主による課税対象となるCGT課税対象資産の自主判定を行うことにより、監視とコンプライアンスの強化を意図している。現時点で法制化はされていない。

なお、連邦政府は非居住者が2025年1月1日以降に契約締結するCGT課税対象資産の売却に関し、買主による源泉税率を12.5%から15%へ引き上げ、かつ、源泉徴収の対象となる資産の価額の基準値を750千豪ドル以上から0豪ドル以上へ引き下げる施策を発表していたが、法制化には至っていない。

2. 無形資産租税回避策の廃止

2022/2023連邦予算案において低税率（無税含む）国で保有する無形資産に関する支払いを損金不算入とする施策が発表されていたが、グローバル・ミニマム課税及び国内ミニマム課税等のBEPS2.0 Pillar 2制度の導入により対処可能と考えられることから、当該施策は廃止される。

3. ロイヤルティの判定誤り及び過小評価への罰則

グローバル年間売上高10億豪ドル以上の多国籍企業グループに属する納税者がロイヤルティの判定誤りや価値の過小評価によって源泉徴収税を回避していた場合、ペナルティを課す

という新たな施策が発表され、2026年7月1日から適用開始される。

4. 一般租税回避防止規定の適用拡大の開始延期

一般租税回避防止規定 (Part IV A of the Income Tax Assessment Act 1936) の適用範囲拡大の開始時期を、修正法案がRoyal Assentを取得した日以降に開始する課税年度へと修正する。これはスキームが当該日より前に開始されていたかに関わらず適用される。(当初案では2024年7月1日以降開始課税年度からとされていたが、実質的な延期である)。

既に開始した、もしくは新たに開始予定の取引について、税務ポジションを商業的観点からサポートできるエビデンスがあるかを再確認すべきである。

5. 優先産業への税務インセンティブ

連邦政府はFuture Made in Australia イニシアチブの一環として、重要鉱物及びグリーン水素の生産にかかる2つの税務インセンティブを導入し、事業促進を支援すると発表した。

- 重要鉱物生産事業へのインセンティブにより、オーストラリアの31の重要鉱物精錬及び加工を支援し、サプライチェーンのレジリエンスが強化される。具体的には、対象となる加工及び精錬コストの10%に相当する税額控除(超過分は還付可能)を導入する。この税額控除は2030年までに最終意思決定(FID)を下したプロジェクトを対象とし、2027/28年度から2039/40年度に発生した対象コストに関して最大10年間、プロジェクトごとに適用される。
- グリーン水素製造に対して、1キロ当たり2豪ドルのProduction credit(生産控除)を最大で10年間提供する。当該インセンティブについても、2030年までに最終投資意思決定をしたプロジェクトを

対象とし、2027/28年度から2039/40年度に行われた生産に関して最大10年間適用される。

6. ATOの租税回避タスクフォースの延長

連邦政府は、Australian Taxation Office (ATO) の租税回避タスクフォースについて、2026年7月1日から2年間の延長を発表した。当該タスクフォースは、多国籍企業、大規模公的・私的企業、及び高所得の個人にフォーカスして重要な租税回避リスクを追求していくことになる。

7. シャドーエコノミーコンプライアンスプログラムの延長

連邦政府は、ATOのシャドーエコノミーコンプライアンスプログラムを2026年7月1日から2年間延長する。地下経済活動の削減を継続して、過度の価格競争を抑制することにより、企業が正当な収益を確保し、また、コンプライアンスに反した事業が行われることを防止する。

8. 関税および物品税の合理化

従前発表されていた物品税や関税の合理化措置が修正され、当初予定の2024年7月1日もしくはRoyal Assentの日の遅い方から適用開始することとなった。

商業船舶燃料の免税措置は2025年1月1日から開始され(2024年7月1日開始から変更)、支払及び還付手続が不要となる。

ウクライナ産の製品に係る一般関税の免除規定は、2026年7月3日まで延長され、また、457品目の輸入品に係る関税廃止は2024年7月1日から開始される。

II. オーストラリア税務動向 (今年度の連邦予算案以外の重要論点)

2024/25年度連邦予算案における上記の税務論点に加え、以下では2023/24年度連邦予

解 説

算案で発表された税制改正案（BEPS 2.0 - Pillar 2（グローバル・ミニマム課税）の導入）などに関する直近の動向を併せて概説する。

1. BEPS 2.0 - Pillar 2

（グローバル・ミニマム課税）の導入

連邦政府は、国内ミニマム課税15%を含む、OECDのBEPS Pillar 2（グローバル・ミニマム課税）を2024年1月1日以降に開始される課税年度より導入することを発表した。これにより多国籍企業の在オーストラリア子会社に税務申告と支払義務が発生する。

オーストラリアでの法制度は、OECDのGloBEのモデル・ルール（Global Anti-Base Erosion Model Rules）に基づく規定となり、年間グローバル売上が750 millionユーロ（約12億豪ドル）以上の大規模多国籍グループに適用される予定である。

当該制度を実務へ適用するにあたり、留意すべき主な点は以下の通りである。

●実効税率（GloBE ETR（effective tax rate））

- 税率15%か否かの算定は、Pillar 2 メソドロジーに従った方法で算定される税率（GloBE ETR）であり、会計における税率のコンセプトに特殊な調整を加えた税率であり、複雑な計算が要求される。従って、会計上計算された税率が15%以上であったとしても、GloBE ETRが15%を下回るというケースも想定される。
- GloBE ETRの算定は、個々の企業単位ではなく、国・地域ごとに行う必要がある。

●課税国の決定

課税される国・地域は、以下の1から4の順で検討される。

1. Subject to Tax Rule（STTR）
2. 国内ミニマム課税（Domestic Minimum Tax：DMTT）：

2024年1月1日以後に開始する親会社の連結財務諸表の会計年度より適用（オーストラリア子会社は、前述に取り込まれる会計年度）

3. 所得合算ルール（Income Inclusion Rule：IIR）：

2024年1月1日以後に開始する親会社の連結財務諸表の会計年度より適用（オーストラリア子会社は、前述に取り込まれる会計年度）

4. 軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule：UTPR）：

2025年1月1日以後に開始する親会社の連結財務諸表の会計年度より適用（オーストラリア子会社は、前述に取り込まれる会計年度）

連邦政府による法案には、上記2、3、4が含まれているが、1は含まれていない。

●申告関連書類

BEPS Pillar 2に関する税務申告は会計年度後15カ月以内（移行年度は18カ月以内）に行う必要があり、主な申告書類には以下のものが含まれる。

- GloBE Information Return
Top up課税が無い場合であっても、当該制度対象となる大規模多国籍グループ全てにおいて提出が必要となる。
- Australian GloBE Return
IIRもしくはUTPRがオーストラリアで適用される場合に提出が必要となる。
- DMT Return
当該制度対象となる大規模多国籍グループに属するオーストラリア企業において提出が必要となることが予定されている。

●移行期間セーフハーバー

事務負担軽減のためのセーフハーバーが設けられており、適用後最初の3年間は、以下の3

つの要件のいずれかを満たす場合にはTop up課税がゼロとされる。

- De minimis テスト
CbCR（国別報告書）の売上が10百万ユーロ未満、かつPBT（税引前純利益）が1百万ユーロ未満である場合
- Simplified ETRテスト
上述のとおりGloBE ETRの算定には複雑な計算が要求されるが、一定の調整を加えた会計上税金費用とCbCR上の税前利益を用いて簡易的にETRを算定し、当該Simplified ETRが2024年は15%、2025年は16%、2026年は17%を超える場合
- Routine Profits テスト
給与及び有形資産をベースに算定した一定の金額がCbCR上の税前利益を上回る場合

当該ルールに関する法案は内閣へ提出されているが、本稿執筆時点では未だ法制化には至っていない。

2. 過少資本税制

多国籍企業はオーストラリア子会社の関係会社負債及び外部負債に関する支払利子によって、当該子会社のオーストラリアでの課税所得を減らすことができる。過少資本税制は、このような負債を利用した所得移転に関して、過度な所得移転を防ぐことを目的とする。この目的を達成するために、過少資本税制では、オーストラリア子会社の支払利子等または負債・資本比率が一定の基準を超える場合は、負債から発生する支払利子等の損金算入を制限する。

過少資本税制は、外国資本の支配下にあるオーストラリア子会社やオーストラリアで事業をしている外国会社でかつ利子等損金算入額が2百万豪ドルを超える場合に適用される。

2023年7月1日以後に開始する課税年度か

ら、過少資本税制のもとでの負債に関する一定の基準の計算方式には、固定比率テスト（FRT、Fixed Ratio Test）、グループ比率テスト（GRT、Group Ratio Test）、外部第三者債務テスト（TPDT、Third Party Debt Test）の3つの方法が認められている。これらの基準は、金融機関と一般事業会社では内容が異なる。

多くのオーストラリア子会社はFRTを適用することが予想される。FRTでは、純支払利子等の損金算入金額がTax EBITDAの30%相当額までに制限される。また一定の規定を満たす場合、FRTで否認された債務控除を15年まで繰り越すことができ、将来の課税所得と相殺できる。この結果、税効果が生じるため、前述のグローバル・ミニマム課税制度への影響も考慮が必要となる。なお、移転価格税制への影響も考慮する必要があり、関連会社間融資の金額または利率が独立企業間負債額・利率を超える場合は、純利息額がFRTの範囲内であっても、超過分に関わる利息額は永久的に否認されることとなる。

3. その他

- 国内ミニマム課税に係る納税義務
上述の国内ミニマム課税に係る納税義務は、多国籍企業グループに属する全ての会社が、オーストラリア国内か国外会社かに関わらず連帯債務を負うという法案が提出されている。
- CbCR（国別報告書）の報告事項の追加
2024年1月1日以降開始する報告年度から、報告事項の追加が提案されており、実務的負荷の増加が予想される。主な追加項目として、1）事業内容や戦略、主要な競合他社、2）海外担当者へのレポーティングライン（公式、非公式を問わず）の有無、及び該当ある場合はその詳細、3）重要な事業再編、無形資産の移転等を伴う新たな取引等が挙げられる。